

鳥取県告示第197号

平成12年鳥取県告示第455号（課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書について）の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

様式第4号を次のように改める。

様式第4号

（表面）

企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税適用申請書

職 氏 名 様

年 月 日

住 所

〔 法人にあっては、主
たる事務所の所在地 〕

氏 名

印

〔 法人にあっては、名
称及び代表者の氏名 〕

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第8条第1項（第2号）の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。

申 請 者	住 所 〔 法人にあっては、主 たる事務所の所在地 〕		
	氏 名 〔 法人にあっては、名 称及び代表者の氏名 〕		
	県内 の事 務所 等	所 在 地	
		名 称	
	この届出に係る担当 者の職氏名	(電話)	
新 増 設	所 在 地		
	工 場 等 の 名 称		

した 家 屋	事業の種類			
	製品名			
	事業の用に供した日の属する事業年度又は年	年	月	日から 年 月 日まで
取 得 日 等	工場等の敷地の取得日	年 月 日	工場等の一部操業年月日	年 月 日
	工場等の建設着手の日	年 月 日	工場等の全部操業年月日	年 月 日
	管轄税務署	税務署	補助金交付決定年月日	年 月 日

(裏面)

備考

- 1 この申請書は、原則として、次に掲げる日のいずれか遅い日までに提出してください。
 - (1) 新增設した工場等の家屋を事業の用に供することとなった日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日(個人にあっては事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の3月15日)
 - (2) 鳥取県税条例(平成13年鳥取県税条例第10号)第7条第1項又は第2項の規定により延長された事業税の申告期限
 - (3) 企業立地事業補助金(鳥取県企業立地等事業助成条例(平成15年鳥取県条例第4号)第3条第1項の表の1の項に掲げる補助金をいう。)の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 鳥取県企業立地事業助成交付決定及び交付額確定通知書の写し
 - (2) 企業立地事業概要書(事業の概要が分かるもの)
 - (3) 事務所、事業所の見取図(土地及び建物の配置が明確なもの)
 - (4) 不均一課税の適用を受けようとする土地及び建物の詳細な平面図
 - (5) 土地売買契約書及びその領収書の写し
 - (6) 土地、建物に係る登記事項証明書(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条に規定する地図又は図面の写しを含む。)
 - (7) 建築確認申請書の写し、建築工事請負契約書の写し、建物の引渡書の写し等建築の着手の日が確認できるもの
 - (8) 機械又は装置があるときは、それらの配置図
 - (9) その他必要と認められる関係書類

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。